

第6回中間市指定管理者選定委員会会議録（要旨）

●開催日時 平成25年11月18日（月）午前10時00分～

●開催場所 別館特別会議室

事務局) 資料の確認

- ・レジメ
- ・施設の概要調書(松ヶ岡デイサービスセンター)

委員長) では、「松ヶ岡デイサービスセンター」の指定管理について、介護保険課から説明をお願いします。

介護) 松ヶ岡デイサービスセンターは、平成8年4月の開設時から「株式会社西日本医療福祉総合センター」が公設民営で運営を行い、平成18年4月1日から指定管理者制度を導入している。当該施設の開設当初は、市内に民間のデイサービスセンターが1施設しかなく、高齢者福祉の充実を図るためには、公的機関が施設を開設しサービスを提供する必要があった。しかし、現在は28の民間施設が開設されていることから、開設当初の役割は終えたと判断し、当該施設については指定管理を行わず、有償譲渡を実施する方向で本委員会において承認をいただいた。

その後、土木管理課が譲渡の交渉を行ってきたが、未だ合意に至っておらず、結論を導き出すことが困難な状況である。しかし、同社は当該施設を購入する意向があることから、今後も有償譲渡にかかる交渉を継続して行い、交渉が不調に終わった場合は、一般競争入札で当該施設の有償譲渡を行う予定である。

以上のことから、平成26年4月1日以降、引き続き「株式会社西日本医療福祉総合センター」に当該施設の管理運営を任せたいと考えている。

委員長) これまで、施設の譲渡について西日本医療福祉総合センターと交渉してきたが、なかなか条件面で合意に至らなかったようである。

そこで、以前の会議では譲渡ということで報告していたが、これまで協議してきた経緯から、再び協議を進めるための指定管理ということで承認をいただきたいという所管課の提案について、意見があればお願いします。

委員) 市の指定期間の基準は5年間であるが、担当部局としては、譲渡を前提に交渉を続ける中での5年間は長いと思われるので、今回は3年間とするのはどうか。

委員) 元々、譲渡が不調となった場合は再指定という方針であったので、指定管理を実施することは問題ないと思われる。また、譲渡を前提に継続協議する場合、5年間の指定期間は長過ぎると思うので、3年間は適当であると思う。

委員) では、3年間で交渉がまとまらない場合、公募により決定する形になるのか。

委員長) それについては、一般競争入札による譲渡も選択肢の中に入れて今後も協議を進めるが、一次的には、西日本医療福祉総合センターを交渉相手として根気よく条件面を整えるという作業を行っていくという解釈でよいか。

介護) はい。

委員長) では、松ヶ岡デイサービスセンターについては、引き続き「株式会社西日本医療福祉総合センター」が3年間の指定管理を行うということでこの場で決定してよろしいか。

(一同了承)

委員長) その他について、事務局から何かあるか。

事務局) 特にはないが、この件について議案を12月定例会に上程していただくということをお願いします。

委員長) 以上で、会議を終了する。